



平成26年5月12日

各 位

会社名	株式会社パイオラックス
代表者名	代表取締役社長 島津 幸彦
(コード番号	5988 東証第一部)
問合せ先	経営管理部長 長村 由紀夫
(TEL	045-731-1211)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について

当社は、平成24年6月27日開催の第96回当社定時株主総会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現対応策」といいます。）について株主の皆様のご承認を頂き、継続導入いたしました。現対応策は、平成26年6月25日に開催予定の第98回当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期限を迎えます。当社は、現対応策の導入後の経済情勢及び買収防衛策の動向を踏まえ、平成26年5月12日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を頂くことを条件として、当社定款第52条の定めに基づいて現対応策を継続すること（以下、継続後の対応策を「本対応策」といいます。）を決定しましたので以下のとおりお知らせします。

現対応策を本対応策に継続するにあたり、基本的なスキームに変更はございません。

なお、上記取締役会において、監査役4名全員（うち3名は社外監査役）が、いずれも本対応策の具体的運用が適正に行われることを条件として、現対応策を継続することに賛成する旨の意見を述べております。

I. 会社の支配に関する基本方針について

当社は、上場会社として当社の株式の自由な取引が認められている以上、株式の大規模買付提案又これに類似する行為があった場合においても、提案に応じるか否かの判断については、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであり、これらを一概に否定すべきではないと考えております。しかしながら、株式市場においては、対象会社の取締役会の賛同を得ずに、一方的に株式の大規模買付提案又はこれに類似する行為が強行されることもあります。当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、経営の基本理念、企業価値の様々な源泉、当社を支える利害関係者（ステークホルダー）との信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる意向を有する者であることが、株主共同の利益に資すると考えております。従いまして、当社は、企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な株式の大規模な買付の提案又はこれに類似する行為を行う者は、当

社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えております。

II. 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、投資家の皆様が当社の株式に中長期的に投資して頂くため、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させる目的で、下記の 1. 「経営の基本方針」、2. 「中長期的な経営戦略」及び 3. 「コーポレート・ガバナンスの取組み」の施策を実行しております。当社は、これらの施策を通して企業価値及び株主共同の利益を向上させ、ひいては当社の株式の価値に適正に反映されていくことが株主からの負託に応える経営の基本課題であると認識しております。

当社における会社の支配に関する基本方針は、上記の目的を達成するために、短期的利益だけを求めるような濫用的買収等の対象とされにくい株式会社を構築することを目指すものであります。当社は、「会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み」として、下記III. 3. 「本対応策の内容」に記載しているもののほか、以下の取組みを行っております。

1. 経営の基本方針

当社グループは、「弹性を創造するパイオニア (Pioneer)」をコーポレート・アイデンティティとして、金属や樹脂をはじめあらゆる素材の「弹性 (Elasticity)」を科学することにより、自動車産業や医療、生活関連など広く産業・社会に貢献することを経営の基本方針としております。

当社は、昭和 8 年に自動車産業、電機通信産業向けの精密ばねメーカーとして創業し、80年近くにわたって「弹性」と「弹性を利用した製品」にかかわる開発、製造、販売を続けてまいりました。昭和 40 年代には従来の金属製のばねだけではなく、自動車産業向けに合成樹脂を素材としたファスナー（留め具）類に事業分野を広げ、業容を拡大してまいりました。今日では、全ての国内乗用車・軽自動車メーカー、またトラックメーカーとお取引頂き、自動車部品サプライヤーとしてそれぞれの製品分野においてトップクラスのシェアを獲得しております。特に、金属と樹脂素材における当社固有の技術的強みを活かしたユニット部品である開閉機構部品や燃料系部品については、海外の主要自動車メーカーからも幅広く採用されております。グローブボックスをソフトに開閉させるために使うエアダンパーは、日系自動車メーカーはもとより、米国のビッグスリー、ドイツのメルセデス・ベンツ、韓国の現代自動車などの主要車種に搭載されており、世界市場においてトップクラスのシェアを持つ製品です。

さらに、当社は、環境対策車向け部品の開発及び拡販にも取り組んでおり、既存の弹性技術と環境技術との融合によって、それら事業を中長期的な視点で新たな成長分野へと育成していく所存です。非自動車事業への展開としては、自動車における開発、製造の経験を活かして医療機器や住宅設備関連事業を行っております。

2. 中長期的な経営戦略

当社グループは、自動車産業向け部品供給を事業の中核とし、グローバルな展開を急速に進める同業界のニーズを先取りしつつ、多様且つ高度なご要請に積極的にお応えしていくことを中長

期的な経営戦略として位置付けております。

自動車産業は、今、その誕生以来と言っても過言ではない大きな事業環境の変化に直面しております。当社グループのコア事業である自動車関連等事業は、①成長著しい新興国市場の攻略、②小型車・超低価格車部品の拡販、③縮小する国内自動車市場への対応、④環境対策車用部品の開発、といった課題に対する取り組みを速やかに実施する必要があります。

新興国における自動車需要が急拡大する中で、世界の自動車メーカーは、部品の設計・開発段階に遡ってシステム化、モジュール化を進めながら、部品点数及びコストの削減や各地域のユーザーニーズに合わせたスペックの見直しを図ることで、現地価格水準に適合する車造りに取り組んでおります。

当社グループとしては、そのような動きに対応するため、開発・製造の現地化や安価な現地材料の活用を積極的に進め、価格競争力の向上に努めております。

また、日系自動車メーカーからの部品供給要請は、中国、アセアン、インドから中南米などにも拡大しており、グローバルな現地供給体制の確立は、一段とその重要性と難易度を増しております。

当社グループとしては、既に拠点を持つアセアン、中国、メキシコといった新興国市場でのビジネスを拡大、深化させながら、北米や欧州事業と併せて、海外売上高の拡大を図りつつ、海外拠点の収益基盤拡充につなげる所存です。新興国市場における生産体制増強の一例としては、平成25年8月にインドネシアのカラワンに新規に工場を立上げ、現地進出の日系自動車メーカー向けに部品供給を開始しておりますが、将来は地場における非日系メーカーとの取引拡大によって、アセアン市場の需要拡大を捕捉したいと考えております。

一方、少子高齢化や若者のクルマ離れが進む国内自動車市場は、将来に亘って緩やかに縮小していくことが見込まれ、日系自動車メーカーによる国内生産の海外シフトも相俟って、当社が、現状の生産体制を維持することが困難になる状況も想定しなければなりません。

現在、日本国内で販売される自動車の約4割が軽自動車となっておりますが、燃費や価格といった経済性を重視する消費者が増加していることに鑑みれば、今後も、軽自動車セグメントが、その存在感を増すことが見込まれます。当社といたしましても、軽自動車に対するマーケティングを一層強化して、更なる拡販につなげたいと考えております。

また、環境対策車向けビジネスでは、日産自動車のリーフのバッテリー周辺部に当社の締結部品が採用されており、日米において生産を行っておりますが、今後も先進国市場において進む動力源の非化石燃料化への動きには着実に追随する所存です。

以上の自動車関連等事業の推進に際しては、提携先である株式会社佐賀鉄工所との包括的な業務協力関係をも活用しながら、内外市場における製品競争力を、品質、コスト、納期全般において高めることで対応する所存であります。

次に、100%子会社である株式会社パイオラックス メディカル デバイスが営む医療機器事業においては、血管内治療、消化器内視鏡治療に使用するガイドワイヤー、カテーテル、ステント等を製造・販売しております。近年、脳外科用プレートを加えた新製品投入が奏効し、業績は堅調

な伸びを示しております。また国内トップシェアの製品も生まれており、代表的なものに胆管・膵管の結石を効果的に採取するカテーテルがあります。

株式会社パイオラックス メディカル デバイスは、需要拡大に対応するため、平成27年度竣工予定で新たな生産拠点の設立を進めており、早期に50億円規模の売上達成を目指しておりますが、当社グループとしては、医療機器事業を自動車関連等事業と並ぶ新たな柱へと育成させたいと考えております。

このように、当社グループは、今後とも、当社がコア・テクノロジーとしてこれまで培ってまいりました弾性技術を活かせる分野を粘り強く開拓しながら事業展開を図る所存です。

当社は、中長期的な成長戦略を達成するために、平成25年度から27年度までの中期経営計画（3ヵ年）を策定し、平成25年6月に投資家向けに説明を行いました。単年度においては、SBU（戦略的ビジネスユニット）制のもとで、各事業部門における戦略の明確化と、開発、製造、販売の一貫体制を構築することにより、技術、品質、価格における競争力の強化と事業採算性の向上に努めています。また、国内及び海外子会社ごとに詳細な事業年度計画を立案し、中期経営計画を実現するための具体的なアクションプランに反映させております。

当社グループ全体で事業年度計画を実行することによって、チャレンジングな売上目標を目指し、また、変動費、固定費両面において絶え間ないコスト削減活動を進めながら、目標とする連結利益額及び利益率の達成に向けて全社的な活動をOne Piolaxとして推進しております。

3. コーポレート・ガバナンスの取組み

当社は、コーポレート・ガバナンスとは、株主、顧客、従業員、取引先など様々な利害関係者との関係における企業経営の基本的枠組みのあり方と理解しております。

当社は、中長期的な経営戦略として、自動車産業向け部品供給を事業の中核としつつ、これまでに培ってきた「弾性」に関わる技術の蓄積を活用し、医療機器事業を始め新たな事業分野を育成しております。その前提としてコーポレート・ガバナンスの充実を経営の優先課題と認識しており、「最大より最良」を目指す経営方針を実現するための施策を行っております。

取締役会については、月2回の開催を定例として、経営全般に対する業務監督としての機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの向上につなげております。

また、事業部門の運営については、ビジネスユニット長に一定の執行権限について委譲を行い、責任の明確化とスピーディーな経営意思決定を実現する仕組みにしております。

なお、当社は、監査役制度を採用しており、監査役4名のうち、3名を独立性の高い社外監査役としております。

III. 本対応策の内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本対応策の目的

本対応策は、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる目的をもったものです。

当社取締役会は、上記の会社の支配に関する基本方針のとおり、当社株式の大規模な買付けを行う者が当社の企業価値及び株主共同の利益を損なう場合は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と考えています。

本対応策は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付けを抑止するとともに、こうした不適切な者によって当社株式の大規模な買付けが行われる際に、当社は、当該大規模買付けに対する意見の賛否又は大規模な買付けを行う者の経営方針や事業計画等に対し代替案を株主の皆様に対して提示するなどして、買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要かつ十分な情報と時間を確保し、株主の皆様のために大規模な買付けを行う者と交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

なお、本日現在、当社が特定の第三者より当社株式の大規模買付行為に関する具体的な提案を受けている事実はございません。平成26年3月31日現在、当社の株主構成の概要は別紙1「当社の株式の状況」のとおりとなっておりますが、当社の発行済株式総数に対する保有比率は筆頭株主で提携先の株式会社佐賀鉄工所が15.40%、当社役員、創業家一族、持株会など（「当社役員等」）の合計が16.42%と従前よりやや低下しております。筆頭株主と当社役員等は必ずしも共同ないし協調して議決権を行使する訳ではなく、独立した関係にあります。さらに、当社役員等の保有分の多くが個人株主であること、個人株主の中には高齢者の方も存在し相続等により株式が処分されることも有り得ること、また、将来の当社役員の異動等により保有比率が低下し、従来安定的と認識していた株主について今後は分散化が進む可能性が考えられます。こうしたことから、当社は、有事における混乱を回避するためには、不適切な買収行為に対する公正性の高いルールを平時より策定し合理性を確保していくことによって、買収者や株主・投資家の皆様の予見可能性を高めておくことが必要であるとの認識のもと、不適切な者による当社の買収行為を抑止することにより、当社の企業価値と株主共同の利益を確保するために、本対応策を継続することいたしました。

2. 本対応策の対象とする買付行為

本対応策は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものをお除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を対象とします。

（注1）特定株主グループとは、以下の①又は②に該当する者を意味します。

- ① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同様とします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に

規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同様とします。)

- ② 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるもの）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）

（注2）議決権割合とは、以下の①又は②を意味します。

- ① 特定株主グループが、上記（注1）の①に記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同様とします。）も計算上考慮されるものとします。）
② 特定株主グループが、上記（注1）の②に記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計

株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、当社の有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

（注3）株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

3. 本対応策の内容

本対応策は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、大規模買付者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。大規模買付者は、当社取締役会が大規模買付行為につき評価・意見・代替案の提示のために必要な一定の評価期間（下記（3）「取締役会による評価期間の設定」をご参照）の経過後、もしくは対抗措置発動に関する株主総会決議後に大規模買付行為を開始することとなります。なお、本対応策では大規模買付者と当社との間における使用言語は日本語といたします。

（1）特別委員会の設置

当社は、本対応策の具体的運用が適正に行われること、並びに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策をとる場合におけるその判断の客観性、公正さ及び合理性を担保することを目的として、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置しております（特別委員会の規則の概要については別紙2のとおりです。）。特別委員会は当社取締役会により設置され、3名以上の委員で構成されることとします。特別委員会は、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役又は社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任されます。当社取締役会は、大規模買付者から提供される情報

が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か及び対抗措置をとるか否か等の検討及び判断について、取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問することとします。特別委員会はかかる諮問を受けた事項について評価・検討し、特別委員会としての意見を慎重にとりまとめ、当社取締役会に対して勧告します。特別委員会は、必要に応じその判断の客觀性、公正性及び合理性を高めるために、当社の費用負担において当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとします。当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動等その他必要な決議を行うものとします。なお、本対応策の継続後に在任が予定されている特別委員会の委員の氏名及び略歴は別紙3に記載のとおりで、引き続き現対応策の特別委員会の委員が就任する予定です。

（2）大規模買付者への情報提供要求

大規模買付行為を開始又は実行しようとする大規模買付者には、事前に当社取締役会に対し、本対応策に従う旨の「買付意向表明書」をご提出いただきます。当該買付意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、本対応策に定める手続きを遵守する旨及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社取締役会は、買付意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会に対して当初提供して頂く必要情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載したリストを大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的項目は、大規模買付者の属性又は大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の概要（具体的名称、事業内容、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の種類・価額、買付の時期を含みます。）
- ③ 買付価額の算定根拠（算定方法、算定に用いた数値情報等を含みます。）
- ④ 買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法（資金調達に関する一連の取引の条件・仕組み等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図されている当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策、配当政策、資産活用策
- ⑥ 大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの従業員、顧客、取引先、地域社会その他の利害関係者との関係についての方針
- ⑦ その他、特別委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報

について当社株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、大規模買付者により当初提出された本必要情報を精査した結果、それだけでは不十分と判断される場合には、当社取締役会は特別委員会への諮問を経て、適宜提出期限を定めた上で、大規模買付者に対し追加的に情報を提出していただくよう求めることがあります。当社取締役会は、本必要情報の提供が完了したと判断した場合、その旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとし、当社は、当該書面の交付後に、当該書面を交付した事実及びその交付日を開示します。

（3）取締役会による評価期間の設定

当社取締役会は、大規模買付者が本必要情報の提供を完了した後、大規模買付行為の評価の難易度に応じて、① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株式を対象とする公開買付けの場合には60日間、又は、② 上記①以外の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価・意見・代替案の作成のための期間及び対抗措置発動の適否の判断をする期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまで、又は下記（4）「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」の③「株主総会における決議」に記載された株主総会で対抗措置発動に係る議案が決議されるまでの間、大規模買付行為を開始することはできないものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて外部の第三者の専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、特別委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為の評価・検討に加えて下記（4）「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」に従い対抗措置発動の適否の判断を行います。特別委員会からの勧告は取締役会評価期間の終了前までになされるものとします。当社取締役会は大規模買付行為に関する意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、当社はそれらの内容について適時かつ適切に開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。なお、当社は取締役会評価期間が終了する日を公表することといたします。

（4）大規模買付行為がなされた場合の対応方針

① 大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を保護ないし確保することを目的として、新株予約権の無償割当て、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、当該大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守したか否か及び対抗措置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、

その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は別紙4に記載のものが考えられますが、これに限定するものではありません。なお、実際に新株予約権の無償割当てを実施する場合には、下記4（2）の非適格者に該当しないことを新株予約権の行使条件とすることや、新株予約権者に対して、当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項を付与するなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

② 大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守した場合には、当社は原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。この場合には、大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、ご判断いただくことになります。ただし、本対応策に定める手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断される場合には、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は企業価値及び株主共同の利益の保護ないし確保を目的として対抗措置をとることがあります。具体的には、大規模買付行為が以下のいずれかに該当すると認められる場合には、企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると考えております。

- a) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で当社株式を当社又はその関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付けを行う場合（いわゆるグリーンメーラー）
- b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買付け者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買付けを行う場合
- c) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付け者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買付けを行う場合
- d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって当社株式を高値で売り抜けようとする場合
- e) 強圧的二段階買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合
- f) 買付け等の条件（対価の価額・種類、買付け等の時期、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性、買付け等の後の経営方針又は事業計画、買付け等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先、地域社会その他当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付け等である場合

- g) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先、地域社会等との関係や当社の技術力等を損なうこと等により、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある買付け等である場合

③ 株主総会における決議

当社取締役会は、特別委員会が対抗措置の発動につき株主総会の決議を経ることが相当であると判断し、特別委員会から具体的対抗措置の発動に係る株主総会の招集を勧告された場合には、速やかに株主総会を招集し、具体的対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。

その際、当社は、対抗措置発動に係る特別委員会の勧告等の内容その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに関係法令等及び証券取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、株主総会開催の前提として、当社取締役会は、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使することができる株主は、当該基準日における最終の株主名簿に記録された株主とします。株主総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとし、株主総会において対抗措置の発動を認める議案が否決された場合には、対抗措置を発動しません。なお、当社は、株主総会の結果につきましては速やかに開示いたします。

(5) 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策が本定時株主総会において株主の皆様に承認された場合には、本対応策の有効期間を本定時株主総会終了後から平成28年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。ただし、本対応策はかかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会又は取締役会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。なお、本対応策において引用する法令の規定は、平成26年5月12日現在施行されている規定を前提としていますが、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、又は会社法、金融商品取引法、その他の法令もしくは金融商品取引所の規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、本対応策を修正し、又は変更する場合があります。当社は、本対応策が廃止又は変更された場合には、当該内容等について、適切に開示を行います。

4. 株主及び投資家の皆様等への影響

(1) 本対応策による株主及び投資家の皆様への影響

本対応策が本定時株主総会において株主の皆様に承認され発効した時点においては、当社は新株予約権の無償割当て、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を発動するものではありませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益を保護ないし確保することを目的として、対抗措置をとることがありますが、当社は、具体的対抗措置の実施の可否に関して当社取締役会又は株主総会が決議した場合には、法令及び金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。当社取締役会（株主総会における承認を経た後に開催される場合も含みます。）において、対抗措置として新株予約権の無償割当て決議を行った場合には、当該決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記

(3)「新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」の②「新株予約権の行使の手続」に記載の手続きをおとりにならない場合、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。ただし、当社は、下記(3)「新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続」の③「当社による新株予約権の取得の手続」に記載のとおり、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「非適格者」といいます。）以外の株主の皆様から新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することができます。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は原則として生じません。なお、当社は、割当期日や新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間の開始日の前日までに、新株予約権の無償割当てを中止し、又は当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することができます。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行う投資家の皆様は、株価の変動により、不測の損失を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

① 新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会（株主総会における承認を経た後に開催される場合も含みます。）において、新株予約権の無償割当て実施の決議を行った場合には、当社は、新株予約権の無償割当てにかかる割当期日を法令及び当社定款に従い公告します。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様に新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続き等は不要です。

② 新株予約権の行使の手続

当社取締役会は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主の皆様

に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が非適格者でないこと等についての誓約文言を含むことがあります。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内でかつ当社による新株予約権の取得の効力が発生するまでの間に、これらの必要書類を提出した上で、新株予約権1個当たり、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所で払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることになります。

③ 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において、新株予約権を取得します。また、新株予約権の取得と引き換えに当社株式を株主の皆様に交付するときは、速やかにこれを交付します。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行う際に、株主の皆様に別途開示又はお知らせします。

IV. 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益に合致し、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

1. 本対応策の合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本対応策が上記I.「会社の支配に関する基本方針について」に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

（1）買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

（2）企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的を有しているものであること

本対応策は、上記III. 1. 「本対応策の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が評価・意見・代替案を提示するために必要かつ十分な情報や時間の確保を

求め、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもったものです。

（3）株主意思を重視するものであること

本対応策は、上記III. 3. 「本対応策の内容」の(5)「本対応策の有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本定時株主総会におきまして本対応策が承認可決された場合に発効するものです。また、本対応策は有効期間を約2年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で廃止されるものとします。さらに、対抗措置の発動に関し、株主総会が開催された場合、当社取締役会は当該株主総会の決議に従うものとされております。そのため、本対応策は、株主の合理的な意思が反映される仕組みとなっています。

（4）独立性の高い社外者の判断の重視及び第三者専門家の助言の取得

当社は、本対応策における対抗措置の発動、又は修正・変更等の運用に際して、対抗措置発動等を含む実質的な判断を客観的に行う諮問機関として特別委員会を設置しております。そのため、本対応策の運用に際しては、当社取締役会による恣意的な判断が排除され、その判断の客観性、公正性及び合理性が担保される仕組みとなっており、特別委員会は、当社経営陣からの独立性が高い当社社外監査役2名を含む委員3名により構成されております。さらに、特別委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができます。

（5）合理的な客観的要件の設定

本対応策は、上記III. 3. 「本対応策の内容」の(4)「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

（6）デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記III. 3. 「本対応策の内容」の(5)「本対応策の有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されております。したがって、本対応策はデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本対応策は、スローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を

要する買収防衛策) でもありません。

以上

当社の株式の状況（平成26年3月31日現在）

1. 発行可能株式総数 45,790,000株

2. 発行済株式総数 13,084,700株

3. 大株主の状況

株主名又は名称	持株数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株佐賀鉄工所	2,015	15.40
ビービーエイチ フォー フイデリティ ロー プライスド ストツク フンド (プリンシパル オール セクター サブ ポートフォリオ) (常任代理人株式会社 三菱東京UFJ銀行)	975	7.45
(有)みふじ	716	5.47
加藤 千江子	382	2.92
パイオラックス取引先持株会	359	2.74
加藤 一彦	335	2.56
パイオラックス従業員持株会	323	2.47
ビービーエイチ フイデリティ ピュ ーリタン フイデリティ シリーズ イントリンシック オポチュニティズ フンド (常任代理人株式会社三菱東京 UFJ銀行)	308	2.35
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	288	2.20
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人シ ティバンク銀行株式会社)	280	2.14
合 計	5,982	45.72

(注)上記の他、当社は自己株式を243,097株保有しております。

以 上

別紙2

特別委員会規則の概要

1. 特別委員会は、本対応策における取締役会の判断の客觀性、公正性及び合理性を担保するために設置される。
 2. 特別委員会の委員は3名以上とし、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役、又は社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等又はこれらに準ずる者を含む。）の中から選任される。
 3. 特別委員会の委員の任期は、本定時株主総会の終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了後の最初の取締役会の終結の時までとし、再任を認めるものとする。
 4. 特別委員会は、当社代表取締役又は各特別委員が招集する。
 5. 特別委員会の勧告は、原則として特別委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
 6. 特別委員会は、当社取締役会からの諮問を受けて、以下の各号に記載される事項につき検討・審議を行い、当社取締役会に対して勧告する。
 - ① 本対応策における対抗措置の発動の是非
 - ② 本対応策における対抗措置の中止又は撤回
 - ③ 大規模買付者から提出された情報が必要かつ十分か否かの判断及び追加情報の提供を請求する場合の追加情報の範囲
 - ④ 対抗措置の発動を株主総会に諮るか否かについての勧告
 - ⑤ 本対応策の修正又は変更
 - ⑥ その他本対応策に関連して当社取締役会が任意に特別委員会に諮問する事項
- なお、特別委員会の各委員は、特別委員会における検討及び審議を、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反するか否かという観点から行うこととする。

7. 特別委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員等を出席させ、特別委員会が必要な情報の提供を求めることができる。

8. 特別委員会は、その職務の執行にあたり、当社の費用負担において当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができる。

以上

特別委員会の委員略歴

今西 浩之(いまにし ひろゆき)

〈略歴〉

昭和41年9月22日生

平成10年7月 公認会計士今西浩之事務所所長（現任）

平成13年10月 (株)ランシステム取締役

平成15年3月 イマニシ税理士法人社員（現任）

平成17年3月 (株)朝日ネット監査役（現任）

平成17年6月 当社監査役（現任）

平成20年6月 (株)ソケツ監査役（現任）

浅野 謙一(あさの けんいち)

〈略歴〉

昭和42年12月11日生

平成8年4月 第一東京弁護士会に弁護士登録、上野・高山法律事務所入所

平成13年2月 内外テック(株)監査役（現任）

平成16年6月 (株)芝浦電子監査役（現任）

平成16年10月 上野・浅野法律事務所代表（現任）

平成16年11月 保証協会債権回収(株)取締役（現任）

平成23年6月 当社監査役（現任）

會澤 安生(あいざわ やすお)

〈略歴〉

昭和17年12月18日生

昭和41年4月 中小企業金融公庫(現 日本政策金融公庫)入庫

平成12年5月 同庫 理事

平成15年6月 東京中小企業投資育成(株)監査役

平成16年6月 同社 常務取締役

平成19年7月 同社退社

平成19年7月 A Y アソシエイツ 代表（現任）

*今西 浩之氏及び浅野 謙一氏は、会社法第2条第16号に規定される当社社外監査役であります。
上記各氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以上

新株予約権の無償割当ての概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主

新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「新株予約権割当決議」という。）において別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その所有する当社普通株式1株につき1個の割合で新株予約権を無償にて割り当てます。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、新株予約権1個あたり当社普通株式1株とします。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整・変更を行うものとします。

3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の最終の発行済普通株式総数（但し、割当期日において当社が所有する当社普通株式を除きます。）を上限とします。なお、当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがあります。

4. 新株予約権行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は新株予約権の目的となる株式1株あたり1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が新株予約権割当決議において別途定める額とします。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

6. 新株予約権の行使条件

非適格者に新株予約権の行使を認めないこと等を行使の条件として定めます。詳細については、新株予約権割当決議において別途定めるものとします。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当の効力発生日、行使期間、その他必要な事項については、新株予約権割当決議において別途定めるものとします。

8. 新株予約権の取得

非適格者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみ、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することを条件に新株予約権を取得する内容の取得条項を付すことがあります。なお、非適格者が保有する新株予約権を取得するときは、その対価として現金等の交付は行わないこととします。

以上